

# AI・IoT等先端技術活用DX推進事業実施要領

制定 令和3年6月

令和3年6月21日付け3産経第112号産業労働部長通知

## 第1 趣旨

この要領は、AI・IoT等先端技術活用DX促進事業（以下「本事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日付け長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱（令和元年6月27日付け元産経第103号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## 第2 目的

県内企業等の事業活動へのAI・IoT等先端技術の活用を推進することで、省力化・生産性向上の成功事例を創出するとともに、県内ベンダーの提案力向上・競争力強化に繋げ、県内産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進する。

## 第3 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす、長野県内で事業を営む者（以下「事業者」という。）とする。

(1) 県内に本社又は主たる事務所を有する、以下の表の定義に基づく中小企業・小規模事業者等であること。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主

⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会・商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業を行っていないこと。

(4) 県税に滞納がないこと。

#### 第4 補助対象事業

本事業は、次の各号のいずれか又はいずれの技術を活用し、生産工程・業務管理工程その他事業活動の生産性向上を図る事業を補助対象とする。

(1) IoTの活用

センサを活用したモノのインターネットへの接続による、生産工程等の遠隔管理の実現や、データ収集の自動化等

(2) AI の活用

収集データの分析・予測の自動化による業務効率化の実現等

2 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めない。

## 第5 実施計画

支援を受けようとする事業者は、別に定める公募要領により県が実施する公募に応じて、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、長野県産業労働部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

2 部長は、前項に規定する計画書の提出があったときは、補助対象事業の選考に係る会合における以下の観点による選考結果を踏まえて、予算措置の状況に応じて事業実施の適否を決定するものとする。

(1) 経営課題等の把握状況

(2) 先端技術（AI・IoT）の活用手法

(3) 当該技術の導入による課題解決の実現性

(4) 事業の成功により見込まれる同業種・他分野への波及効果

3 部長は、前項の規定により適否を決定したときは、その旨を事業者に通知するとともに、補助金額の内示を行うものとする。

## 第6 補助金交付の申請

事業者は、部長から補助金の内示があったときは、要綱第4の規定により、速やかに中小企業先進的取組等支援補助金交付申請書に要領第3第2号から第4号について誓約する書類を添付し、部長に提出するものとする。

2 要綱第4の2(1)に規定する補助事業計画書は別記様式第2号による。

## 第7 補助金の軽微な変更

要綱第3第1項第1号に規定する軽微な変更とは、経費区分の20%以内の配分の変更または減額とする。

## 第8 状況報告

部長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し、現地の調査及び資料の提出を求めることができる。

## 第9 実績報告

事業者は、事業が完了したときは、要綱第9の規定により実績報告書を提出しなければならない。

2 要綱第9の第2項に規定する補助事業実績調書は、別記様式第4号による。

## 附則

この要領は、令和3年度の事業から適用する。

(様式第1号) (第5関係)

AI・IoT等先端技術活用DX推進事業  
実施計画書

年 月 日

長野県産業労働部長 殿

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度において、AI・IoT等先端技術活用DX促進事業実施要領第4第1項の規定により、事業実施計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 AI・IoT等先端技術活用DX促進事業計画書  
別紙事業計画書(様式第2号)のとおり
- 2 その他添付書類  
直近の決算書又は確定申告書の写し  
事業者の人格及び所在地が確認できる書類の写し  
発注先ベンダーの人格及び所在地が確認できる書類



## 2 応募事業の概要

事業名 ※公開されます			
応募事業の内容	現状の課題		
	導入するシステム等の概要		
	先端技術の種別 ※いずれか1つに○		IoT の活用
			AI の活用
			AI ・ IoT の活用
		(AI ・ IoT の活用手法)	
	導入方法の詳細		
	スケジュール		
導入に伴い課題が解決する理由			
その他、導入により見込まれる効果			
外注先ベンダー	名称		
	所在地		

※必要に応じて説明を補足する資料を添付すること。(A4・3枚以内【厳守】)

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部(単位：円)

区分	金額
県補助金要望額 (a) ※補助対象経費(税別)の1/2以内	円
自己資金 (b)	円
その他 (c)	円
合計 (a) + (b) + (c) ※補助事業に要する経費(税込)と同額	円

#### (2) 支出の部(単位：円)

区分	内容	補助事業に要する 経費(税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
外注費				
システム等 開発費 (d)		円	円	
その他関連 経費 (e)		円	円	
合計 (d) + (e)		円	円	

※見積書等、経費の算出の根拠となる資料を添付すること。

(別紙)

AI・IoT等先端先端技術利活用支援拠点の所見等

受付番号 \_\_\_\_\_

1 AI・IoT等先端先端技術利活用支援拠点担当者

職名	氏名

2 相談対応・課題整理等を行った年月日（期間）

3 事業の評価

※この様式は、応募事業者から事前相談を受けたAI・IoT等先端技術利活用支援拠点が記入すること。

(様式第4号) (第9関係)

AI・IoT等先端技術活用DX推進事業補助金  
実績調書

1 申請者の概要

(1)名称	
(2)住所	〒
(3)実施場所	事業所名： 住所：
(4)従業者数	人
(5)資本金	円
(6)担当者	所属・職・氏名： 電話番号： E-mail： 書類送付先住所：〒

2 事業実施結果

補助事業の 種別 (いずれか1つに○)		IoTの活用
		AIの活用
		AI・IoTの活用
事業名		
事業実施結果		
導入による 効果		
今後の展望等		

※必要に応じて説明を補足する資料を添付すること。(A4片面5枚以内【厳守】)

### 3 収支決算書

#### (1) 収入の部(単位：円)

区分	金額
県補助金交付決定額 (a)	円
自己資金 (b)	円
その他 (c)	円
合計 (a) + (b) + (c) ※補助事業に要した経費(税込)と同額	円

#### (2) 支出の部(単位：円)

区分	内容	補助事業に要した 経費(税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
外注費				
システム等 開発費 (d)		円	円	
その他関連 経費 (e)		円	円	
合計 (d) + (e)		円	円	

※領収書等、経費の算出の根拠となる資料を添付すること。